

宇和島市障害者計画検討委員会設置要綱

平成19年2月2日

要綱第2号

改正 平成27年3月1日要綱第4号

平成29年6月30日要綱第53号

(設置)

第1条 宇和島市障害者計画の策定、評価及び改善に係る検討を行うため、宇和島市障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 宇和島市障害者計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) 宇和島市障害者計画の評価及び改善に係る検討に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者、有識者等
- (3) 社会福祉関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

3 前項に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の目的が達成されたときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集しその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。
- 3 委員会は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 この要綱は、委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

附 則 (平成27年3月1日要綱第4号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月30日要綱第53号)

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。